

2019 年 11 月 26 日
九州電力株式会社

川内原子力発電所 特定重大事故等対処施設の対応状況について

1. 設置期限内に完成しない場合の手続き（原子力規制委員会決定）

【2019 年 6 月 12 日 原子力規制委員会決定】

○設置期限内に特重施設に係る使用前検査に合格していない発電所は、
同期限の翌日以降、冷温停止状態を継続しなければならない。

- ・設置期限の約 1 週間前までに使用前検査に合格していない場合、
原子力規制委員会より停止命令の発出が決定される。
- ・特重施設に係る使用前検査に合格したときは、命令は効力を失う。

【2019 年 10 月 16 日 原子力規制委員会決定】

○特重施設の設置期限までに、定期検査により停止していることが確実な
証拠※によって明らかである発電用原子炉施設には、停止命令を発出し
ない。

※ 原子力規制委員会へ以下を表明した文書を提出することが求められて
いる。

- ① 設置期限日までに冷温停止状態となっているよう措置すること
- ② 使用前検査が合格するまでの間は冷温停止状態を継続すること

2. 当社の取組み

【定期検査の実施】

○川内 1, 2 号機の特重施設については、これまで工程短縮に向けた最大限
の努力を行ってきましたが、設置期限内に完成することができない見通し
を得たことから、1 号機は 2020 年 3 月 16 日から、2 号機は同年 5 月 20 日
から、発電を停止して定期検査を実施します。

○本定期検査においては、特重施設や常設直流電源設備（3 系統目）の設置
工事等を実施します。

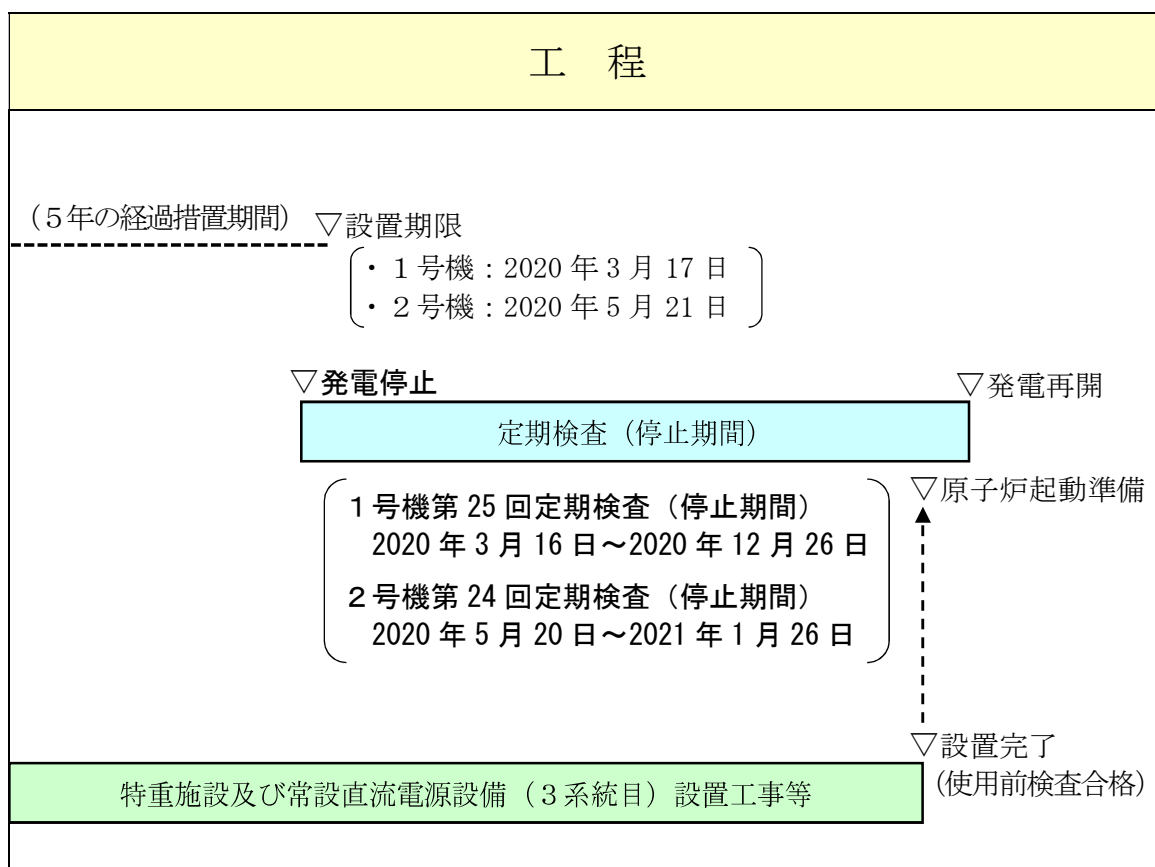
【設置期限内に完成しない場合の手続きへの対応】

○本年 10 月 16 日の原子力規制委員会決定を受け、設置期限までに定期検査により発電所を停止することを表明する文書を、10 月 23 日に原子力規制委員会へ提出しました。

○10 月 30 日の原子力規制委員会において、設置期限日には定期検査のため発電所を停止していることが文書によって明らかであることから、停止命令を発出しないことが決定されました。

【特重施設完成後の起動工程】

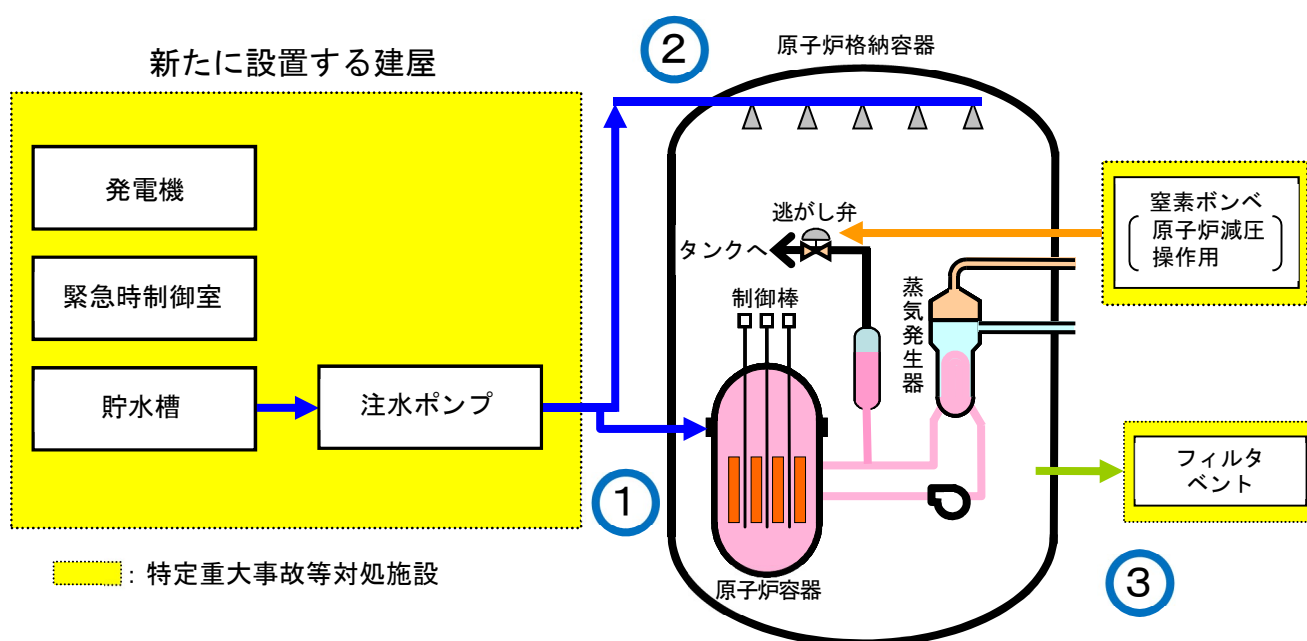
○特重施設の使用前検査合格後、通常の定期検査と同様に起動準備を整え、原子炉を起動し発電を再開します。



以 上

川内原子力発電所 特定重大事故等対処施設の概要

原子炉補助建屋等への故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムにより、原子炉を冷却する機能が喪失し炉心が著しく損傷した場合に備えて、原子炉格納容器の破損を防止するための機能を有する特定重大事故等対処施設を設置する。



特定重大事故等対処施設の概要図

【対策の優先順位】

- ① 原子炉へ注水（冷やす）
- ② 格納容器へのスプレイによる冷却・減圧（冷やす・閉じ込める）
- ③ フィルタベントを介した格納容器外への大気放出